

鹿児島市長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者名
 担 当 者
 連 絡 先
 当日の連絡先

行事の（後援・共催）承認申請書

次のとおり、行事を開催するに当たり、鹿児島市の（後援・共催）承認を得たいので、申請します。
 なお、承認条件については、これを遵守します。

行 事 名	
期 日	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
場 所	
行 事 の 趣旨・内容	
後援・共催を 必要とする理由	
主 催 者	
共 催 者	
後 援 者	
参 加 者 の 範囲・参加者数	
入場料の有無 及びその額等	
当該行事につ いての本市ホ ームページへ の 掲 載 希 望	有 ・ 無
備 考	

- 注1) 次の書類を添付すること。
 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第1の2）
 行事計画書、予算書等行事の概要が分かる書類。
 申請団体の規約、役員名簿、活動内容等が分かる書類。
- 注2)（後援・共催）は該当するものを○で囲むこと。
- 注3) 計画の変更は、速やかに届け出ること。
- 注4) 申請書は、行事開催日の30日前までに提出すること。
- 注5) 承認条件及び承認基準（裏面に記載）に反する事実が認められる場合は、承認を取り消す場合がある。
- 注6) 当該行事についての本市ホームページへの掲載については、本市所定の掲載内容のみとする。

承認条件

- (1) 行事の管理・運営については、市は関与しないものとする。(共催の場合を除く。)
- (2) 市は、経費の負担及び労務の提供は行わないものとする。(共催の場合を除く。)
- (3) 行事中に災害・事故・病人等が発生した場合においては、市は責任を負わないものとする。(共催の場合を除く。)
- (4) 主催者は、行事の日程、場所その他行事計画の内容等について変更が生じた場合には、速やかに行事の(後援・共催)変更届を提出するものとする。
- (5) 主催者は、行事の実施に伴い、市に大きな影響を与えると思われる事項については、事前に報告するものとする。
- (6) 主催者は、行事の実施後、申請と異なる行事内容等が認められた場合は、14日以内に行事の(後援・共催)実施報告書を提出するものとする。

承認基準

当該行事が、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 公共の利益に反するもの
- (2) 営利性又は商業宣伝(行事名に主催者名を冠する程度のもの除く。)の意図があるもの
- (3) 政治性若しくは宗教性があるもの又は政治団体若しくは宗教団体が主催するもの
- (4) 鹿児島市暴力団排除条例(平成26年鹿児島市条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にあるなどの団体が主催するもの
- (5) 一つの流派等の催し又は同人的活動であるもの
- (6) 個人が主催するもの
- (7) 本市外で開催されるもの
- (8) その他市長が不適当と認めるもの